

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年8月5日

【会社名】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
(Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.)

【代表者の役職氏名】 取締役社長
(Managing Director)
野 田 一 夫
(Kazuo Noda)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 1077 XV アムステルダム市
ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター・
アムステルダム タワー・ワン レベル26
(World Trade Center Amsterdam, Tower One, Level 26
Zuidplein 218, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生
弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 村 綱 木
弁護士 越 智 亮 太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1482
03-6775-1822

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年8月25日
効力発生日	2025年9月2日
有効期限	2027年9月1日
発行登録番号	7-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年8月5日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書の一定の記載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【訂正内容】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第三部 【保証会社等の情報】

<トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年2月21日満期 米ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年2月21日満期 豪ドル建社債に関する情報
>

第2 【保証会社以外の会社の情報】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

<訂正前>

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2026年3月期) 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
2026年6月10日、関東財務局長に提出。

ロ. 半期報告書

該当事項なし

ハ. 臨時報告書

上記イの有価証券報告書提出後、2026年6月15日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年6月18日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2026年3月期) 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
2026年6月10日、関東財務局長に提出。

ロ. 半期報告書

該当事項なし

ハ. 臨時報告書

上記イの有価証券報告書提出後、2026年6月15日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年6月18日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年8月4日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし